

第5期芽室町地域福祉計画策定方針

1 第5期芽室町地域福祉計画策定の背景

全国的に、少子高齢化・人口減少は進み、令和7年（2025年）には団塊の世代が75歳以上となり、75歳以上の高齢者が全人口の約2割を占める超高齢化社会となります。

医療・介護分野への給付の増加は、国民の負担能力を上回って増加する見通しであり、施設への入院・入所ではなく、地域で支え、住み慣れた地域で安心して暮らしてもらうため、「地域包括ケアシステム」の重要性は一層増してくるものであります。

国では、平成28年度より「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部において、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や関係機関が「我が事」として参画し、人や資源が世代や分野を超えて「丸ごと」繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指す「地域共生社会」の実現に向け、「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げています。

少子高齢化社会における「地域共生社会」の実現に向けては、「地域包括ケアシステム」を支える「自助」・「互助」・「共助」・「公助」のうち、介護保険に代表される社会保障制度の「共助」や、高齢者福祉事業・生活保護制度に代表される「公助」への期待が難しくなることが見込まれることから、「自助」・「互助」の果たす役割がさらに大きくなります。

また、地域住民からの複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月から施行され、各専門分野で区切らない全世代対応型の「包括的・重層的な支援体制」を整備することが求められています。

これらのことから、障がいのある方や、加齢による要介護の状態にあっても、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、すべての人が主体者としてまちづくりを進めることが必要です。

2 策定方針

第5期芽室町地域福祉計画の策定に当たっては、第4期計画の進行管理を踏まえるとともに、他の個別計画を横断的に内包することとし、「誰もが孤立せずに支え助け合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり」を基本理念に、子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が、慣れ親しんだ地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を図る計画を目指します。

3 計画期間

第5期芽室町地域福祉計画の計画期間は、令和5年度（2023年）から令和8年度（2026年）の4か年計画とします。

4 策定スケジュール

第5期芽室町地域福祉計画は、令和4年度（2022年）中に策定するものとします。

5 策定体制

（1）審議機関

保健、医療、福祉、介護、教育関係者、関係機関、団体の代表者、町民、学識経験者で構成する「芽室町総合保健医療福祉協議会」に町長が諮問し、答申を受けることとします。

計画案の作成は、芽室町総合保健医療福祉協議会の地域福祉部会が、全4回の部会により進めます。

ア 8月 第5期計画策定方針、施策体系の協議

イ 10月 第4期計画の進捗報告、第5期計画素案の協議

ウ 12月 第5期計画原案の協議

エ 2月 第5期計画原案の決定（3月に町へ答申）

（2）町議会

町議会に対しては、厚生文教常任委員会において計画案を説明します。

（3）町民参加

町民から幅広い意見や提案を反映させるため、芽室町総合保健医療福祉協議会の公開、まちづくり意見募集（パブリックコメント）を実施します。